

休眠預金の使途 民間含め議論へ

14年度開始、正式決定

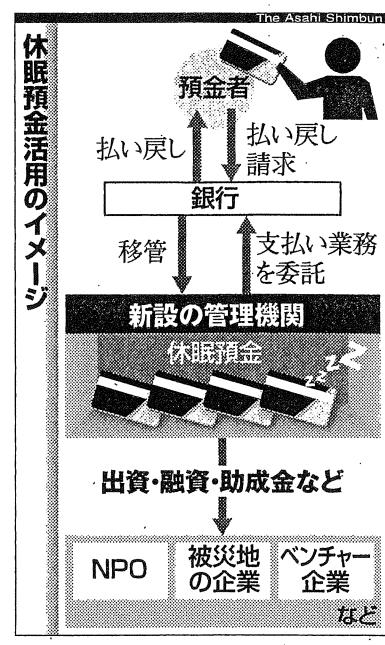
政府は9日、銀行などでお金の出し入れが10年以上ない休眠口座の預貯金を2014年度から公的に活用する方針を正式に決めた。

毎年休眠預金になるお金を新設の管理機関に入れ、使える金額を増やすしくみ。ベンチャー企業などへの融資といったお金の使い道は民間人が入る懇談会で議論し、今年度内に制度設計を終わらせる予定だ。

9日夕に開いた閣僚級の成長ファイナンス推進会議で、14年度に活用するまでのスケジュールを確認し

た。7月中の閣議決定をめざす「日本再生戦略」に盛り込む。スタート時は500億～600億円規模を想定している。

使い道はベンチャー企業やNPO、震災などでお金



は、銀行やゆうちょ銀行、農協や漁協などすべての金融機関の休眠口座からの預貯金を移して管理する組織。運用や融資先などとのお金のやりとりも担当する。払い戻されないで残る

金は、移管されてもいつでも払い戻しに応じる。コストを抑えるため、データの

管理や預金者への払い戻しは、もともと預金があつた金融機関が行う案が有力だ。

13年度中に法整備を終えるほか、銀行の利益として法人税の課税対象として扱いも変える。

当初は休眠預金の活用に

【休眠預金】
10年以上出し入れのない預貯金の活用に向けて、これらを一元的に管理する機関を設ける案を中心に、14年度中に体制を構築
【確定拠出年金】
働く個人が自分で運用方法を決めるしくみで、拠出できる上限額を14年度までに広げて、専業主婦や公務員など加入対象者の拡大に結論を出す

【世代間の資産移転】
高齢者の金融資産を孫などの教育資金として使う際に、積み立て口座の運用益を非課税にする制度を12年度中に検討
【不動産投資市場の活性化】
若者世代が高齢者から家などを譲り受けた場合、贈与税の非課税枠拡大などの税優遇を12年度中に検討

【日本版ISA】
所得税の金融証券税制が10%から20%に引き上げられる14年1月にあわせ、導入される少額投資非課税制度（日本版ISA）の条件の緩和を12年度中に検討